

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会
平成28年10月27日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第 1600073 号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第 1600043 号

第1 結論

請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 53 年 9 月 30 日から同年 10 月 2 日に訂正し、同年 9 月の標準報酬月額を 15 万円とすることが必要である。

昭和 53 年 9 月 30 日から同年 10 月 2 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和 53 年 9 月 30 日から同年 10 月 2 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 53 年 9 月 30 日から同年 10 月 2 日まで

請求期間及びその前後の期間はB事業所(現在は、C事業所)に継続して勤務していたが、年金記録によると、請求期間前までは、関連会社のA事業所(昭和 54 年 7 月 12 日にB事業所に合併)において厚生年金保険に加入している記録になっており、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。

請求期間を厚生年金保険被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の回答から判断すると、請求者は、請求期間において、B事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、事業所記号順索引簿によると、B事業所は昭和 53 年 10 月 2 日に厚生年金保険の適用事業所となっているところ、同社及びA事業所に係る健康保険厚生年金

保険事業所別被保険者名簿によると、同年9月30日にA事業所で厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年10月2日にB事業所で同資格を取得している者が84人（請求者を含む。）確認でき、このうち複数の同僚は、「請求期間及びその前後の期間は、B事業所に継続して勤務しており、異動はしていない。」と回答していることから、B事業所は、厚生年金保険の適用事業所となる前に勤務していた従業員について、関連会社であるA事業所において厚生年金保険に加入させていたものと推認できる。

さらに、上記84人のうち1人が所持する給料明細書により、当該同僚は、昭和53年9月分の厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA事業所における昭和53年8月の厚生年金保険の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和53年9月30日から同年10月2日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1600076号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1600044号

第1 結論

請求者のA事業所本店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成元年2月1日から同年1月30日に訂正し、同年1月の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

平成元年1月30日から同年2月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成元年1月30日から同年2月1日まで

請求期間は、A事業所a支店から同社本店に異動した時期であるが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。勤務は継続していたので、請求期間について、厚生年金保険被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

企業年金連合会から提供された中脱記録照会(回答)、雇用保険の被保険者記録及び当時の社会保険事務担当者の回答から判断すると、請求者は、請求期間においてA事業所本店に継続して勤務していたことが認められる。

また、上述の中脱記録照会(回答)によると、請求者は、B厚生年金基金における加入員資格を平成元年1月30日付けで喪失し、同基金における加入員資格を同日付けで再取得していることが確認でき、請求期間当時、A事業所本店において社会保険事務を担当していた者は、社会保険事務所(当時)に提出する届出用紙とB厚生年金基金に提出する届出用紙は複写式であったと陳述していることから判断すると、請求期間当時、当該事業所では、厚生年金保険被保険者資格の取得につい

て、複写式の届出書により、社会保険事務所及び厚生年金基金に届出を行っていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、請求者が平成元年1月30日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、上述の中脱記録照会（回答）及び請求者のA事業所本店における平成元年2月の社会保険事務所の記録から、16万円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1600078号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1600045号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA事業所における平成15年6月6日の標準賞与額を26万2,000円、平成15年10月8日の標準賞与額を7万6,000円、平成15年12月8日の標準賞与額を50万7,000円に訂正することが必要である。

平成15年6月6日、平成15年10月8日及び平成15年12月8日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が訂正請求記録の対象者に係る平成15年6月6日、平成15年10月8日及び平成15年12月8日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女(妻)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年6月6日
② 平成15年10月8日
③ 平成15年12月8日

夫がA事業所から支給された賞与のうち、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額の記録が確認できない。

夫から請求期間①、②及び③の賞与が支給されていたと聞いていたので、標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A事業所から提出された賃金台帳及び当該事業所の回答により、訂正請求記録の対象者は、当該事業所から請求期間①は26万2,851円、請求期間②は7万6,400円及び請求期間③は50万7,483円の賞与の支払を受け、当該賞与から請求期間①は26万2,000円、請求期間②は7万6,000円及び請求期間③は50万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①、②及び③について、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。